

気象警報発令時の生徒の登校について

高松市立高松第一中学校

1 午前7時の時点で、

大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮のいずれかの警報(注意報ではありません)が、香川県全域、または高松市に発令されている場合、給食は中止となり、

自宅待機になります

2 午前11時までにすべての警報が解除になれば、

自宅で早めに昼食をすませ、安全に十分注意しながら13時までに登校し、

午後からの時間割で授業をします

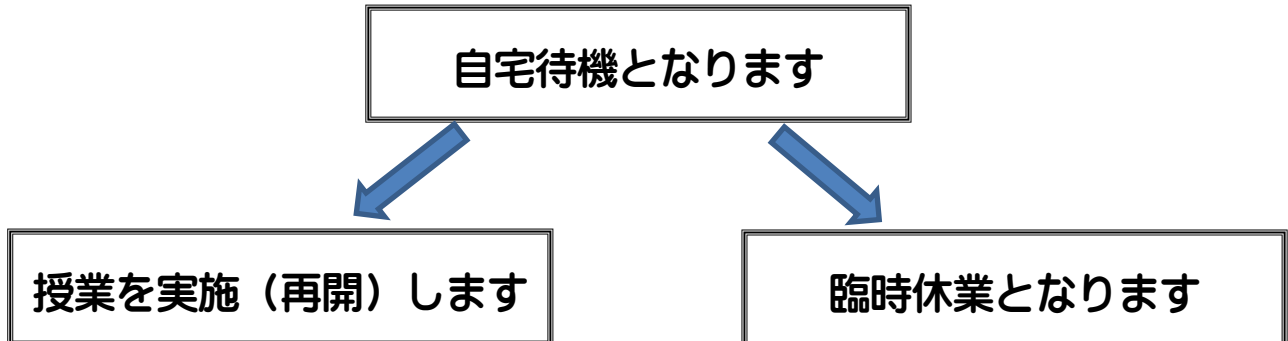
* 警報解除後も登校に危険がある場合は、無理をして登校する必要はありません。その判断は、各家庭にお任せしますが、登校できない場合は、安全確認の意味から、学校へご連絡ください。

3 午前11時までの時点で警報が継続しているときは、

臨時休業となります

- * 特に、台風の接近で警報の解除が見込めない場合は、午前7時の時点で臨時休業にすることもあります。
- * 特別な場合をのぞき、学校からは電話連絡等をいたしませんので、上記の要領で対応をお願いいたします。
- * 警報が出て授業を中止し下校させる時などは、必要に応じてPTAメール連絡網等で連絡いたします。

1 在家庭中であれば



- * 余震などが沈静化し、学校施設などに被害がないことが確認できた場合、授業実施（再開）の連絡や登校時間をPTAメール連絡網にてお知らせします。

- * 余震や学校施設の損壊など、登校や登校後の危険が予想される場合は臨時休業となります。
- * PTAメール連絡網にて、臨時休業の連絡をします。
- * 正午までに学校から連絡がないような事態であれば、臨時休業と判断してください。

2 登下校中

生徒は近くの安全な場所に移動してください

- * 別紙避難マップを参考に、通学路で地震にあった場合に避難できる場所について家庭で話し合っておいてください。
- * 余震などが沈静化した後、安全に注意しながら避難場所に移動してください。

3 在校中

保護者の方は道路等の安全を確認した後、お迎えをお願いします

- * 震度5以上の地震が発生し、電話・PTAメール連絡網での連絡ができない状況になった場合、生徒は学校で保護しています。
- * 「震度5」は、高松市における値とします。なお、高松市災害対策本部が設置される基準となっています。